

山梨県立大学転入学規程

(平成22年4月1日制定 大学2205号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則第13条第2項の規定に基づき、転入学に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 転入学を志願できる者は、他大学の同種の学部の第2年次に在籍するものとする。ただし、学長が必要と認める場合はこの限りでない。

(時期)

第3条 転入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認めるときはこの限りではない。

(出願)

第4条 転入学を志願する者(以下「志願者」という。)は、次の各号に定める書類に公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程(以下「授業料等規程」という。)第2条第2項別表に規定する入学検定料を添え、学長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 入学願書(様式別途)

(2) その他選考上必要とするもの

(選考)

第5条 志願者の選考は、別に定める方法により行うものとする。

(合否決定等)

第6条 志願者の合否の決定は、前条の規定による選考の結果に基づき、転入学を志願する学部の教授会(以下「教授会」という。)の議を経て学長が行う。

2 学長は、前項の結果を志願者に文書をもって通知する。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条第2項の規定により合格の通知を受けた者は、学長が別に定める日までに、授業料等規程第2条第2項別表に規定する入学料を納付し、所定の必要書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者について、入学を許可する。

(転入学年次)

第8条 前条第2項の規定により転入学を許可された者(以下「転入学生」という。)の入学年次は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(授業料の額等)

第9条 転入学生の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、転入学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。